募集要項等に関する質問への回答

NO.	資料名	頁	項目名	質問内容	**回答**
1	5月20日質問書 回答№3			回答に「廃止に至ってない箇所について、用途廃止の手続きを行う予定はありません。」とありますが、用途廃止は行わなくてもよいとの回答と考えてよろしいでしょうか。	**今回の提案にあたり整備対象となる範囲において境界確定は完了していることから、用途廃止手続きを行う必要はありません。**
2	5月20日質問書 回答№5		造成計画	「優先交渉権者の決定後、必要とする資料を提供します。」とあります。書類の開示をお願いいたします。土量等が不明なため、積算ができません。宜しくお願いいたします。	**一次造成に関する資料は、御所市教育委員会事務局生涯学習課より閲覧に供するものとします。**
3	5月20日質問書　回答No.19			要求水準書「6.備品調達、設置業務」にあるように、事業者の提案によって調達、設置してください。その費用について市は負担しません。とありますが備品調達に係る費用(購入・リース費含む)は事業費に含まれないとの認識でしょうか？	**備品調達に係る費用（購入・リース費含む）は事業費に含まれると認識しています。**
4	5月20日質問書 回答№30～37		事業者選定基準	事業者選定基準の質問で回答を頂いておりますが、修正された事業者選定基準書と様式集のご提供をお願いします。事業者にとっては重要な部分です。評価点にも影響します。	**再質問を踏まえ、不明確な箇所について修正することとし、事業者選定基準書の表３、様式集の様式Ｖ－３－１と様式Ⅵ－６を訂正いたします。**
5	5月20日質問事項回答再質疑		要求水準書	今回の事業は都市計画法に基づく都市施設の公園における都市計画事業の施工として行う工事として位置づけて宜しいでしょうか。	**お見込みのとおりです。**
6	基本協定書			会社の定款上、施設整備者が「維持管理業務」「運営業務」を行うことや、指定管理者が「設計業務」「建設業務」「工事監理業務」を行うことはできません。 また、定款上に無い業務について責任を負わされることにも法的に問題があると思われます。従って、施設整備者と指定管理者が連帯責任や連帯保証を負う条文の再検討をお願いいたします。	**施設整備者と指定管理者が連帯責任や連帯保証を負う条文の再検討の結果、基本協定書の５条６項を削除します。なお、条文の削除にともない、様式を訂正いたします。**
7	基本協定書			建設工事請負契約の保証は建設工事請負契約者が行う。また、指定管理者基本協定締結の保証は指定管理協定締結者が行う。ではないでしょうか。宜しくお願いいたします。	**お見込みのとおりです。**

NO.	資料名	頁	項目名	質問内容	**回答**
8	基本協定書			今回の基本協定書はSPC組成時の基本協定書ではないでしょうか。SPC組成をしない協定書をご提供ください。	**基本協定書（案）の趣旨はSPC組成を目的としたものではありませんが、基本協定書の５条６項を削除し、様式を訂正いたします。**
9	資料外		境界確定	境界確定は完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	**今回の提案にあたり整備対象となる範囲において境界確定は完了しています。**
10	資料外			指定管理者の協定書はありますが、指定管理者契約書は今回なしでしょうか。	**指定管理予定者とは、指定管理者基本協定を結んだのちに年度協定を結ぶ予定としており、契約書はありません。**

※要求水準を満たしていれば、すべての提案を妨げるものではありません。